

令和2年度事業計画

公益社団法人島根被害者サポートセンター

はじめに

当センターは、平成13年10月に電話相談を主体とした「島根犯罪被害者相談室」として活動を開始し、その後、同相談室を発展改組し「島根被害者サポートセンター」が設立された。平成26年3月には、島根県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、これにより警察からの情報提供に基づき、事件の発生直後における早期支援が可能となった。

また、平成28年4月には、島根県知事から公益社団法人として認定を受け、これにより法人の社会的信用度の向上と寄附金等に対する税制上の優遇措置の適用を受けるなど、法人運営上の基盤強化を図りながら、県内における被害者支援の中核としての役割を担い活動に当たっている。

島根県内における刑法犯の認知件数は、平成15年をピークに減少傾向にあるものの、県内では、性犯罪をはじめとする悪質な身体犯や悲惨な交通事故等によって、多くの被害者・そのご家族が様々な苦しみや問題を抱えている。

これら被害者に必要とされる支援は精神的・経済的支援をはじめ身近な生活上の支援など多岐にわたっており、被害者が被った被害の回復、軽減を図っていくためには、一人一人の被害者に寄り添いながら、その要望に丁寧かつ柔軟に応えていくことが求められる。

令和2年度においては、犯罪被害者等基本法に定める基本理念

- ・被害者の尊厳にふさわしい処遇の実現
- ・犯罪被害者の置かれている状況等に応じた適切な支援
- ・途切れることのない支援の実施

を踏まえつつ、民間団体としての特性を活かし市民目線によるきめ細やかで、かつ幅広い支援活動を推進していくこととしている。

【重点施策】

① 犯罪被害者を支える人材育成の推進

ボランティア養成講座の開催により、新たな人材の発掘・育成に努める。

被害者の方々の支援要望は多様化しており、その期待に応えた質の高い支援を提供するためには、時代の流れに即した犯罪被害に関する専門的な知識の習得と更なる実務能力の向上が求められる。

それぞれ置かれた状況が異なる個々の被害者の方々に対し多面的、かつ切れ目のない支援を実現していくため、各種研修等を通じ支援活動員の更なるスキルアップを目指してゆく。

② 関係機関との連携による支援の強化

○ 関係機関との連携による多面的支援の推進

島根県、島根県警察を始め、法テラス、島根県弁護士会、島根県臨床心理士・公認心理師協会、県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワーク加盟団体等との連携を一層強化し、被害者ニーズに即したきめ細やかで幅広い支援活動を推進してゆく。

また、日本語を話せない外国人被害者等への支援に備え、通訳の派遣に関する申し合わせを結んでいるしまね国際センターとの緊密な連携を図る。

○ 被害者支援の充実に向けた協議等の推進

国による「第3次犯罪被害者等基本計画」では、地方自治体による被害者支援の強化が掲げられており、それに呼応するように、近年、全国的に「被害者支援に特化した条例」の制定を求める声が高まり、県・政令指定都市あるいは市町村レベルにおいて同種の条例が制定されているところである。

このような被害者支援を巡る情勢を踏まえ、民間の犯罪被害者支援団体としての立場から、今後の被害者支援の充実に向け、条例制定に向けた取組みや各地方公共団体を含めた関係機関との連携・協働の在り方などについて関係機関との検討、協議を強化してゆく。

③ 広報・啓発活動の推進

「やさしさで、つなぐ広がる支援の輪」をスローガンに、被害者支援に対する県民の理解の増進及び当センターの認知度向上に向け広報・啓発活動を推進する。

④ 県西部における支援活動の充実に向けた取組み強化

浜田市における「一日面接相談所」の開設を継続的に実施し、県西部地域における支援活動の充実・強化を図る。

また、県西部地域における活動拠点仮称「西部相談室」の設置計画に基づき、島根県、島根県警察、関係自治体等の理解と協力を得て、設置に適した施設の確保に努めてゆくとともに、併せて設置に必要な資産取得資金の積み立てと運営資金の調達に努める。

⑤ 財政基盤の強化

近年大きな事業財源となっていた日本財團の預保納付金による助成規模が年々縮小されていることから、今後の財源確保に向け、既存の資金調達活動の更なる強化を図るほか、新たな手段による財源確保に取り組んでゆく。

【具体的事業】

1 相談事業

(1) 電話相談

支援活動員が、相談専用電話により犯罪被害に関する相談に対応し、被害者、そのご家族等が抱える問題、支援ニーズを把握し必要な指導・助言、情報提供、具体的支援に向けた提案等を行う。

「相談専用電話(無料) 0120-556-491」

(こころのすくい)

受付時間 月曜日～金曜日 午前10時から～午後4時

(祝日、8月13日から15日、12月29から翌年1月3日を除く。)

また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークが、加盟各センターの相談活動を補完するために開設している

「犯罪被害者等電話サポートセンター

ナビダイヤル0570-783-554」(なやみはここよ)

(12月29日から翌年の1月3日を除く午前7時30分から午後10時まで対応)

との連携を密にし、支援を要する事案については、確実な引継ぎを受け必要な支援活動に当たるものとする。

(2) メールによる相談

性的犯罪の被害者など、電話による相談をためらっている被害者等の精神的負担を軽減するため、ホームページに設けた専用フォームによる「メール相談」により相談を受け付け対応する。

(3) 面接相談の実施

被害者相談に関する知識、技能を有する犯罪被害相談員が、センターの面接室において犯罪被害に関する相談に対応していく。

相談に際しては、相談者との信頼関係の構築に努めるとともに、被害者等が抱える現状を把握し、情報の提供、支援プランの提案、関係機関の紹介等を行い、個々のケースに応じ必要とする継続的な支援につなげていく。

相談時間は、原則、電話相談と同様の時間帯とするが、相談者の事情、要望に則して柔軟な対応に努める。相談場所についても、相談者の居住地やその他の事情を考慮し、相談に適した他の適切な施設において実施する。

(4) カウンセリングの実施

面接相談の結果、被害者・そのご家族のメンタルケアが必要な場合は、島根県臨床心理士・公認心理師協会所属の被害者支援カウンセラーによるカウンセリング（原則5回まで無料）を実施する。

長期にわたるケアを要するケースにおいては、全国被害者支援ネットワークによるカウンセリング等支援制度（日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業）を活用する。

更に、被害者等に対する医療的措置が必要な場合には、精神科医師を紹介する。

(5) 法律相談（弁護士による相談対応）の実施

被害者等に対する面接の結果、弁護士による法律相談の要望があれば、その必要性を判断の上、島根県弁護士会所属弁護士による相談対応（3回まで無料）を行う。

2 直接的支援等事業

(1) 直接的支援活動の実施

ア 付き添い支援

被害者等の要望を踏まえ被害者が抱える精神的負担等の軽減を図るため、警察、検察庁、裁判所、病院、行政窓口等への付き添い支援を行う。

イ 生活支援

被害者等の日常生活を支えるため、自宅訪問等による具体的な指導・助言、市町村をはじめとする関係機関との連携を密にし、各種社会保障制度の活用などにより日常生活の回復に向けた支援を行う。

(2) 給付金支給申請の補助等業務

犯罪被害者等給付金の裁定申請の補助、あるいは全国被害者支援ネットワークによる被害者緊急支援金（日本財団「夢の貯金箱」の支援金事業）等の迅速な支給により被害者の精神的、経済的負担の緩和を図る。

(3) 自助グループ支援事業

同じような辛さや問題を抱えた被害者、遺族同士が相互に支え合い、励まし合い様々な問題の解決や克服を図っていく自助グループ活動に対する支援は、民間支援団体による支援の一環として全国の各支援センターにおいて行われているところである。被害者、そのご遺族等から自助グループ活動に関する要望があれば、必要な助言をはじめ、交流場所の確保など、活動支援などその運営に関し積極的な支援を行ってゆく。

3 支援活動員養成・研修事業（人材育成）

(1) 「第 13 回被害者支援ボランティア養成講座」の開催

新たに支援活動員を養成するため、下記のとおり養成講座を開催する。

[開催日]

6月 20 日、7月 4 日、11 日、18 日、8月 1 日（すべて土曜日）の計 5 日

[講座内容]

弁護士、臨床心理士、司法・行政等の被害者支援に携わる専門家、被害者遺族等を講師に迎え被害者支援活動に必要な基礎的知識を内容とする。

[受講対象者]

受講対象者は、原則年齢 25 歳以上とするが、聴講生としての受講は 25 歳以下でも可とする。

(2) 支援活動員の研修事業

ア 部内研修会の開催

支援活動員のスキルアップを目的として、毎月 1 回の部内研修会を開催する。

[内容]

各種テキストや研修用 D V D 等を活用した研修、部外講師による研修、ロールプレイを取り入れた実践的な研修、支援事例に基づいた事例検討会等を実施する。

イ 全国被害者支援ネットワーク主催の研修への参加

① 中国・四国ブロック質の向上研修上半期研修会

9月 5 日、6 日 開催場所 高知市 5 名参加

② 全国犯罪被害者支援フォーラム 2020 及び秋期全国研修会

10月 上旬 開催場所 東京都 4 名参加

- ③ 中国・四国ブロック質の向上研修下半期研修会
1月下旬 開催場所 松山市 5名参加
- ④ 支援活動責任者研修会
令和3年2月 開催場所 東京 1名参加

4 広報・啓発事業

(1) 各種広報・啓発活動の推進

ア マスコミの活用

- ① 山陰中央新報紙「さんさん」欄への広報記事の掲載
- ② 報道機関への各種広報資料の提供

イ ラッピングバスによる広報

- ① 松江市営バス

松江市内におけるラッピングバスによる広報（平成22年度から継続）

- ② 石見交通バス

浜田市内におけるラッピングバスによる広報（平成23年度から継続）

ウ バス車内アナウンス広告

松江市営バスの車内放送によるCM広報

[放送回数] 1日当たり計802回

[広告場所] 松江駅前、県庁前、市役所前、裁判所前、床几山入口の5ヶ所

エ 広報誌、リーフレット等による広報

- ① センター広報誌「ニュースレター」の発行
- ② 広報グッズの活用

リーフレット、サポーターバッジ、クリアファイル、その他の広報グッズの活用

オ 自治体広報誌、地域情報誌等による広報

各自治体広報誌、その他のローカル情報紙等へ広報記事を掲載

カ ホームページによる広報

ホームページの内容を適宜最新のものに更新し、各種の活動紹介、講演、ボランティア養成講座、その他イベントの紹介など、きめ細かな情報発信を行う。

キ 若年層を対象としたSNS利用等による情報発信

全国被害者支援ネットワークが行っているSNSを活用した広報活動に併せ、若年層を対象とした情報発信を行っていく。

ク 「犯罪被害者週間」(11月25日～から12月1日の間)における広報・啓発活動

犯罪被害者週間を中心に、島根県、島根県警察、その他関係機関と協働し広報・啓発活動を集中的に実施する。

- ① 被害者支援パネル展の開催(島根県、島根県警察と合同開催)

11月上旬 いきいきプラザ島根において開催予定

- ② 街頭広報活動

11月上旬、松江市内において実施予定

ケ 各種イベントへの参加

島根県が主催の「しまね人権フェスティバル 2020」（11月15日、場所未定）へ参加し、啓発ブースを出展し広報啓発活動を行う。

(2) 「犯罪被害者週間 被害者支援を考える講演会」の開催

犯罪被害者等が置かれている状況、被害者支援の必要性等について県民理解の増進を図ることを目的に講演会を開催する。

[開催月日] 11月21日(土)14:00から

[会 場] 島根県民会館 3階大会議室

[講 師] 傷害致死事件被害者遺族、京都府犯罪被害者支援コーディネーター

岩城 順子(いわき よりこ)さん

(3) 令和2年度「命の大切さを学ぶ教室」の開催

島根県警察の委託事業として、島根県教育委員会の協力を得て開催する。

[開催期間] 令和2年6月～令和3年3月

[開催校] 県下の中学校・高校 計15校を予定

[内 容] 犯罪被害者遺族を招き、被害者遺族としての思いや悲しみを生徒に直接語りかけ、犯罪被害の悲惨さ、親の辛い思いなどの心情を伝え、命の大切さや被害者等への思いやりや規範意識について涵養する。

【その他の活動】

1 県西部における支援活動の強化施策の推進

(1) 一日面接相談所の開設

月に1回、浜田市において「一日面接相談所」を開設し、県西部における犯罪被害者等のニーズに応えた幅広い支援活動を強化する。

(2) 「仮称西部相談室」の設置に向けた対応

島根県、島根県警察、西部地区関係自治体等の協力を得て、「仮称西部相談室」の設置に適した施設の確保に努めるとともに、施設設置に向けた資産取得資金の積み立て、寄附収入の拡大などに努めてゆく。

2 財政基盤強化のためのファンドレイジングの推進

センター運営の基盤となる安定的な財源を確保するため、ファンドレイジングを推進する。

(1) 「寄附型自動販売機」の設置促進

「寄附型自動販売機」による寄附金は、当センターの最も大きな財源となっており、継続して設置促進に取り組む。

(参考: 令和2年3月現在、県下の寄附型自動販売機設置台数は112台)

(2) 募金箱の設置

県下の企業、団体等への募金箱設置を促進する。

(3) 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加

2020年度の「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」

(毎月 11 日、イオン松江店において買物客に発行される黄色いレシートを、
店舗内に設置された登録団体の投函ボックスに投入することで、レシート
合計金額の 1%に相当する額が寄附として登録団体に贈呈されるもの)
に団体登録し、毎月 11 日実施されるキャンペーンに参加する。

(4) 全国被害者支援ネットワークによる中古本等寄附プロジェクト「ホンデリング」への参加

被害者支援についての理解と支援の輪を広げるため、当センターでは平成 27 年度から同プロジェクトに参加しており、令和 2 年度も継続して取り組む。

(5) 賛助会員（個人・団体）の拡大

個人・団体への働き掛けを強化し賛助会員の拡大を目指す。特に企業、各種 法人等の団体会員の加入促進を図る。

(6) 島根県共同募金会「テーマ募金」による募金活動

令和元年度に続き、社会福祉法人島根県共同募金会による赤い羽根共同募金 「令和 2 年度テーマ募金」へ参加し、当センター活動の周知に併せた募金活動 を推進する。

(7) その他

既存の資金調達活動のほか、新たな資金調達手段に取り組んでゆく。

3 関係機関との連携強化

(1) 関係会議等への出席

当センターの被害者支援事業に資するため、下記の各種会議へ出席し、関係 機関との協力関係の保持と緊密な情報交換を図る。

ア 全国被害者支援ネットワーク主催による会議

- ・「全国事務局長等会議」 時期未定 東京都
- ・「中国・四国ブロック事務局長会議(上半期)」 9月 4 日 高知市
- ・「中国・四国ブロック事務局長会議(下半期)」 令和 3 年 1 月 松山市

イ 県内における関係会議

- ・「島根県犯罪被害者支援連絡協議会総会」 期日未定
- ・「市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議」 期日未定
- ・「犯罪被害者支援地区ネットワーク会議」(各地区で開催予定) 期日未定
- ・「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会総会」 期日未定

(2) 被害者支援の充実に向けた関係機関との協議・検討会の開催

県内における被害者支援活動の充実に向け、被害者支援に特化した条例制定の 必要性、あるいは地区ネットワークをはじめとする関係機関の実効ある連携・協 働の在り方等について、関係機関・団体等との検討・協議を進めてゆく。